

神奈川県市町村職員退職手当組合 人事行政の運営等の状況について

神奈川県市町村職員退職手当組合人事行政の運営等の状況の公表に関する条例に基づき、人事行政の運営状況等の状況を公表します。

令和元年12月

神奈川県市町村職員退職手当組合 組合長

1 職員の任免及び職員数に関する状況

(1) 職員の採用の状況(平成31年度・令和元年度)

職員の採用はありませんでした。

(2) 職員の退職の状況(平成30年度)

職員の退職はありませんでした。

(3) 職員数の状況(平成31年4月1日現在)

区 分	職員数		対前年 増減数	増 減 の 主 な 原 因
	31年度	30年度		
一般行政部門	2	1	1	非常勤職員(フルタイム)の増
合 計	2	1	1	

2 職員の人事評価の状況

人事評価制度は実施しておりません。

3 職員の給与の状況

(1) 人件費の状況

区 分	給 料 (千円)	職 員 手 当 等 (千円)	備 考
平 成 3 0 年 度	2,958	2,798	

※職員手当等・・・扶養手当, 地域手当, 管理職手当, 期末・勤勉手当, 通勤手当, 時間外勤務手当, 児童手当

(2) 職員1人当たり給与

区分		一般行政職
平成31年1月1日現在	平均給料月額	(円) 250,350
	平均給与月額	(円) 309,571
	平均年齢	(歳) 44.0

(3) 初任給(平成31年4月1日現在)

区 分	一般行政職 (円)	国の制度
		一般行政職 (円)
高 校 卒	(1-5) 148,600	(1-5) 148,600
大 学 卒	(1-25) 180,700	(1-25) 180,700

(4) 一般行政職の職級別の職員数（平成31年4月1日現在）

職務の級	職務内容	職員数(人)	構成比(%)
1級	主事又は技師の職務	1	50.0
2級	主任主事の職務又はこれに相当する職務	1	50.0
3級	主査の職務又はこれに相当する職務		
4級	副主幹の職務又はこれに相当する職務		
5級	主幹の職務又はこれに相当する職務		
6級	次長の職務又はこれに相当する職務		
7級	事務局長の職務又はこれに相当する職務		
計		2	100

(5) 職員に対する手当の状況（平成31年4月1日現在）

①期末・勤勉手当の状況

区分	支給期別支給率		支給率計 (月分)	職制上の段階、職務 級等による加算措置	備考
	6月(月分)	12月(月分)			
本年度	2.125(1.075)	2.325(1.275)	4.45(2.35)	有	
前年度	2.125(1.075)	2.275(1.225)	4.4(2.3)	有	
国の制度	2.125(1.075)	2.325(1.275)	4.45(2.35)	有	

※()内は、再任用職員に対して適用

②定年退職及び勧奨退職に係る退職手当

区分	20年 勤続の者 (月分)	25年 勤続の者 (月分)	35年 勤続の者 (月分)	最高限度 (月分)	その他の加算措置等	備考
支給率等	24.586875	33.270750	47.709	47.709	定年前早期退職特例措置 (勤続25年以上, 2%加算)	
国の制度 (支給率等)	24.586875	33.270750	47.709	47.709	定年前早期退職特例措置 (勤続20年以上, 3%加算)	

③地域手当

支給対象地域	横浜市
支給率(%)	12.0
支給対象職員数(人)	2
国の指定基準に基づく 支給率(%)	16

④特殊勤務手当
制度なし

⑤その他の手当

区分	国の制度との異同	差異の内容
扶養手当	国と同じ	
住居手当	国と同じ	
通勤手当	国と同じ	

4 職員の勤務時間その他の勤務条件の状況

(1) 職員の勤務時間（平成31年4月1日現在）

1週間の 勤務時間	開始時刻	終了時刻	休憩時間	週休日
38時間45分	8:30	17:15	12:00~13:00	土曜日及び日曜日

5 職員の休業に関する状況

(1) 育児休業(平成30年度)

職員の育児休業が1名ありました。

6 職員の分限処分及び懲戒処分の状況（平成30年度）

分限及び懲戒の処分はありませんでした。

7 職員のサービスの状況（平成30年度）

(1) 営利企業等の従事の許可の件数

申請及び許可はありませんでした。

8 職員の退職管理の状況（平成30年度）

該当者はいませんでした。

9 職員の研修の状況（平成30年度）

(1) 職員の研修の実施状況

研修は実施しませんでした。

10 職員の福祉及び利益の保護の状況（平成30年度）

(1) 職員の厚生制度の状況

区分	内容	実施状況
職員の保健に関すること	職員健康診断事業	定期健康診断の実施

11 その他組合長が必要と認める事項

特にありません。